

令和2年稲沢市教育委員会 第2回定例会会議録

1 日 時 令和2年2月20日(木) 午後1時30分～2時41分

2 場 所 稲沢市勤労福祉会館 3階 第2・3会議室

3 出席委員 教育長 恒川 武久
教育長職務代理者 吉川 繁樹
委員 野村 春子
委員 内藤 晶仁
委員 小川 仁美
委員 江本 弘子

4 説明のため出席した職員

教育部長	遠藤 秀樹	庶務課長	榊山 隆夫
庶務課統括主幹	森 義孝	庶務課主幹	尾崎 登紀子
庶務課主幹	犬飼 貴志		
学校教育課長兼指導主事	吉田 雅仁	学校教育課統括主幹兼指導主事	吉田 剛往
学校教育課主幹兼指導主事	伊藤 尚		
生涯学習課長	岩田 勝宏	生涯学習課主幹	江頭 弘幸
生涯学習課主幹	恒川 浩		
スポーツ課長	長崎 真澄	スポーツ課主幹	内藤 邦将
図書館長	前橋 桂子	図書館主幹	塚本ゆかり
図書館主幹	三ツ井 裕之		
美術館長	山田 美佐子		
書記 庶務課	山田 菜摘		

5 前回会議録の承認

令和2年第1回定例会会議録

承認

6 教育委員会報告

7 議事

議案第4号 稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する

る規則の制定について

議案第 5 号 稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
について

議案第 6 号 稲沢市社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規
則について

議案第 7 号 令和 2 年度学校教育目標について

議案第 8 号 令和 2 年度教職員研修計画について

8 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・令和 3 年度稲沢市民会館の休館日について

9 その他

- ・令和 2 年度小中学校卒業式の案内について
- ・2022 年度以降の成人式について
- ・荻須作品の寄付・寄託について

10 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

それでは、令和 2 年第 2 回教育委員会定例会を開会します。

(あいさつの後)

2. 前回会議録の承認について、前回会議録を順次お返ししますので、お目
通しをいただき、署名をお願いいたします。

次に、3. 教育委員会報告について、教育部長お願いします。

(1 ページの資料に基づき、教育部長から報告)

◎教育長

教育委員会報告で何か御質問等、お聞きになりたいことがありましたらどう
ぞお願いします。

◎教育長

よろしいでしょうか。委員に先月文科省の研修に出かけていただきました。
それから委員につきましては、連合会の理事会に出ていただきましたがその他
のところでもし報告等、様子など何かありましたらお聞かせいただければと思

います。

◎教育長

それでは、4. 議事に入ります。別添の議案書に基づいて進めてまいります。

議案第4号「稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

2ページをお願いします。

(議案第4号を朗読)

●学校教育課長

3ページをご覧ください。

地域住民や保護者が、学校運営に参画し、学校とともに児童生徒の健全育成のための協働活動を実施していくために、学校運営協議会の設置等に関する規則を制定いたします。

第1条では趣旨を、第2条では設置について規定しました。

ここでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づいた学校運営協議会を設置することや、教育委員会が学校に対して各学校ごとに協議会を置くことを通知する内容を定めています。

第3条では、対象学校における基本方針の項目について規定するとともに、校長は承認された基本方針に従って学校運営を行うことを規定してします。

4ページをご覧ください。

第4条では、協議会が教育委員会や校長に対して、意見を述べることについて、第5条では、学校運営に関する評価について定めています。

第6条では、協議会は住民の参画を促進すること、そして学校運営を支援するための情報を地域住民や保護者に提供し、連携・協力の推進に資することを定めています。

4ページ、5ページをお願いします。

第7条では委員の任命等について、第8条では守秘義務等について、第9条では委員の任期について規定しています。

6ページをお願いします。

第10条では委員の報酬について、第11条については協議会の会長・副会長について定め、第12条は協議会の議事等について定めています。

第13条では会議の公開について、第14条では委員の研修について規定しています。

7ページをお願いします。

第 15 条では、協議会が適正な運営ができるように、教育委員会は、協議会に指導助言をすること、そして、教育委員会と校長は協議会に情報提供することを定めています。

第 16 条では委員の解任について、第 17 条では、補則について定めています。

付則として、施行期日 8 ページをお願いします。

協議会の設置における特例を定め、令和 2 年度には、本年度のモデル校として研究を進めた大里東中学校、大里東小学校、千代田中学校の 3 校に、令和 3 年度には、残りの 29 校に協議会を設置してまいります。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

○委員

二点お願いします。一点目は 4 ページ第 4 条対象学校の教職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる、対象学校の校長の意見を聴取するものと記載してありますが、もう少し具体的に説明いただければと思います。

もう一点 6 ページ第 12 条の緊急を要する場合というのは、どんなものを想定しているのでしょうか。

●学校教育課主幹兼指導主事

まず第 4 条第 2 項の人事についての意見ですが、学校が抱える課題の解決や特色ある学校作りに必要な校内体制の整備充実が図られるものと考えております。例えば学校として地域の実態を踏まえて、現職教育で外国語を進めていく必要があるという場合、中学校の外国語の免許を持つ教員の配置を求めたり、また心の教育で道徳に力を入れていきたいということであれば、道徳教育について実績のある教員の配置を求めていくことを考えております。

次に緊急を要する場合についてですが、申し訳ございませんがまだ具体的には考えていません。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。

○委員

第 5 条のところ、毎年度 1 回以上評価を行うということですが、具体的にどのようなものをされているのですか。

●学校教育課主幹兼指導主事

4 月、学校運営に関する具体的な方針を提案します。それを踏まえ、年間 3 回から 4 回程度学校運営協議会を開催し、進捗状況の確認をします。年度末に

は、成果と課題を明らかにします。

◎教育長

毎年度対象学校の運営状況等について評価ということは、学校から学校評価をしているものを見てということではないですか。

●学校教育課主幹兼指導主事

はい、学校から挙げていただいたものを教育委員会で、確認するという事です。

◎教育長

学校運営協議会の委員さんにも実際見ていただいたり、考えていることも含めて出してもらったりするのですが、基本は対象学校の運営状況なので学校評価が考えられると思います。その理解でよろしいでしょうか。

●学校教育課長

補足をさせていただきます。この第5条の主語が協議会はということになりますので、学校運営方針に従って、活動が行われたかどうかということの評価するという事で、まず協議会全体で評価し、当然教育委員会は協議会の設置から活動内容についても把握する必要がありますので、内容については教育委員会に報告をしていただくということで考えております。

○委員

二段階構えのような形ですね。学校全体の評価じゃなく、それをまた挙げて教育委員会も把握するという事ですね。ありがとうございます。

◎教育長

教育委員会がという主語ではないのではないですか。

●学校教育課長

第15条に教育委員会は協議会の運営状況に把握を行い、必要に応じて指導助言を行うという内容がありますので、協議会はまずその学校運営の評価をするという捉えで考えております。

◎教育長

学校運営協議会がやることという理解ですね。その運営協議会が何をするかという各学校が学校評価などを基にこれで良かったかなどの確認を行ったり、あるいは実際に運営協議会委員の皆さんが知り得た情報などを含めて、まとめて評価したりするという形ではいけないですか。その中には運営協議会そのものがどうだったかということも入ってくると思うのですが。

●学校教育課長

第5条の協議会はということについて、第3条に出てくる内容が該当すると

思いますし、その協議会が主体となって取り組んで決めた活動の評価も含めて、考えていくと把握しております。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。

○委員

これは要望になります。3ページの第3条のところでは一番やってほしいことは、やはり分かりやすく、地域住民や保護者がそれを見て分かることが大切です。いわゆる専門的な用語をそのまま出して理解を求めるということは中々難しいです。学校経営案というのは我々教職員の間で共通理解を図って、進めていくいわゆる「見える化」といいますか、簡潔にわかりやすく、地域の方、保護者が見ても理解ができる、そんな内容のものを作っていたらと思います。同じく、評価についても理解が得られるような内容になっていくといいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎教育長

ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

今色々評価の仕方がありますが、学校評価という名前を出しましたが学校評価を元に協議会として評価していただけるものをそのままではなく、出していただければと思います。そこは実際に評価していただく形になるので、色々な資料提供をしないと理解が得られないかなと思います。

これからこの規則に従ってやっていきますが、また課題も出てくるかもしれませんが、どのように解釈するのかまたその都度確認していかなければと思います。また委員の皆様方にも意見などお考えをお聞き出来ればと思っております。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。では特にないようですので、それではお諮りします。議案第4号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第4号は承認されました。

次に、移ります。議案第5号「稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

9ページをお願いします。

(議案第5号を朗読)

●庶務課長

説明の前に机上配付させていただいた資料を御覧下さい。この資料は今年の

10月の終わりに臨時職員を対象に人事課が開きました説明会の資料です。

会計年度任用職員制度の内容は、自治法一部改正により4月1日施行され、新たな公務員制度が始まります。主な内容は、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の厳格化、新しい非常勤職員の枠組みである会計年度任用職員制度の創設が一部改正の内容です。現行の非常勤職員の分類は、教育委員の皆様は特別職非常勤職員にあたります。一般職非常勤職員は市にはおりません。臨時的任用職員はほとんどの臨時職員が該当になります。この三つの現行の臨時職員が移行後一部が特別職非常勤職員、それからほとんどの臨時職員が会計年度任用職員になります。会計年度任用職員とはどのようなものかといいますと、1週間の労働時間が常勤職員と同じフルタイム、1週間あたりの勤務時間が常勤職員より短いパートタイムの2種類に分けられます。採用方法も選考ということで書類選考や面接を行い、4月1日付けで採用する形になります。会計年度ということですので、3月31日までの雇用ということになります。特に変更はありませんが、最初の1ヶ月は条件付きということになっております。

裏面には勤務時間欄に従前の臨時職員は週38時間45分、週37時間30分勤務と書いてあります。今後は事務をやる職員については、週35時間以下で統一、変更になります。給与等については名前が変わります。賃金がフルタイムでは給料、パートタイムでは報酬となり、手当も賃金手当がつくようになります。通勤手当は今まで同様名称変更のみで休日勤務手当もあります。期末手当がつくようになります。退職手当については、パートタイムはないということでこういった形の臨時職員が来年度から会計年度任用職員ということで行っていきます。

10、11ページをお願いします。

この度の改正につきましては、4月1日から現行の臨時職員が、「会計年度任用職員」に移行することに伴いまして、規則の一部を改正させていただくものでございます。

この改正により、「会計年度任用職員」は、この規則内の範疇となりますので、規則の真加出「会計年度任用職員」には該当しない、2号（職名、補職名）及び8号（被服の貸与）に「会計年度任用職員を除く」と規定をいたしました。

また、6号については、削除するものでございます。

12ページをお願いします。規則の別表第2中の「臨時職員」についても「会計年度任用職員」に改めるものでございます。

この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第5号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第5号は承認されました。

次に、移ります。議案第6号「稲沢市社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

13ページをお願いします。(議案第6号を朗読)

●生涯学習課長

生涯学習課には、社会教育に関する指導、助言のほか、講座の企画、運営を行っていただくため、社会教育指導員を置いています。今までは、社会教育指導員を地方公務員法第3条に規定する特別職非常勤職員に位置付け、規則で規定していましたが、勤務時間を週24時間とするなど労働者性が高いことから、地方公務員法改正に伴い、来年度から会計年度任用職員に見直し、改めて要綱で規定するため、社会教育指導員設置等に関する規則を廃止するものです。

14ページをお願いします。この規則の廃止は、令和2年4月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第6号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第6号は承認されました。

次に、移ります。議案第7号「令和2年度学校教育目標について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

15ページをお願いします。(議案第7号を朗読)

●学校教育課長

はじめに「学校教育の理念」でございますが、愛知県から通知されました「令和2年度学校教育について」を受けて、令和2年度稲沢市の「学校教育の理念」

を作成しました。学校教育の目的、続いて各学校における留意点、最後に教職員に求められる資質等について標記しております。また、「指導の方針」として3つの柱を設定しました。このページの内容につきましては、令和元年度と変更はございません。

次に、17ページをご覧ください。指導の重点です。

1、2、3につきましては、愛知県から通知されたものにのっとっています。稲沢市として、創意工夫に富んだ魅力ある教育の充実に努めることとして、特に7つを挙げました。

1つ目の○については、安心して学び合う集団づくりを通して、忍耐力、思いやり、自己肯定感などの非認知能力を高めていきたいと考えております。

2つ目の○については、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの資質・能力を育成することに努めていきたいと考えております。

4つ目の○については、全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に努めていきたいと考えております。

6つ目の○については、カリキュラム・マネジメントの視点を充実させることによって、1時間の授業での指導と評価の内容だけでなく、単元全体や教科横断的等の大きな視点で指導を改善することを充実させ、目指す資質・能力をより一層確かに育成することを目指したいと考えております。

7つめの○については、学校運営協議会の趣旨を理解し、地域住民と情報や課題を共有し、共通の目標・ビジョンを設定し、地域ぐるみで指導の充実に努めます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

○委員

昨年度との変更点はありますか。

●学校教育課主幹兼指導主事

昨年度との大きな変更点は、創意工夫に富んだ魅力ある教育の充実に努めるということばが入りました。新学習指導要領が小学校で完全実施となることを踏まえ、主体的・対話的な学びについて、より詳しく表記しました。また、指導と評価の一体化を図るために、児童生徒の学習改善、教師の指導改善ということばを入れました。

○委員

ありがとうございました。具体的に主体的な学び、対話的な学び、深い学びということで改定され、これから進むべき道ということで前回G I G Aスクール構想についてもありましたが、今日でも学校運営協議会についても出ておりますので、これから変わっていくだろうというところについてのところにも先生方に周知もしていただいで、これから大きく変わろうとしているところについての強調していただければありがたいと思います。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。

●学校教育課主幹兼指導主事

申し訳ございません。今のお話をお聞きして、今年学校運営協議会についても追加で追記しました。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。

○委員

創意工夫に富んだ魅力ある教育の充実に努めるということが稲沢市が考え、このように表記をされているということをお伺いしましたが、各校がこれに伴って具体案を計画し、指導実施をしていくということでよろしいでしょうか。

●学校教育課主幹兼指導主事

先ほど話をさせていただきました主体的な学び、対話的な学びについては、本年度の学校訪問で多くの学校が意識をされ、授業改善に取り組んでいました。ただ、具体的な子どもたちの姿が授業者側もなかなかイメージできず、曖昧になってしまう傾向がややみられました。そこで今回、具体的にイメージすることを意識し、追記しました。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。

○委員

ここに立派な文章が出てきても、実際に取り組むのは先生方ですので、そこに上手く伝わるようになるといいなと思います。

◎教育長

しっかり思いを受け止めていただいで、よろしく願いいたします。

◎教育長

それではお諮りします。議案第7号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第7号は承認されました。

次に、移ります。議案第8号「令和2年度教職員研修計画について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

18ページをお願いします。 (議案第8号を朗読)

●学校教育課長

19ページを御覧下さい。

教職員に対する研修については各市教育委員会に委ねられており、お示しましたように29項目の研修等を計画しております。

令和2年度は小学校の学習指導要領の本格実施の都市にもなります。これまでも準備をしてまいりましたけれども、本格実施を踏まえて外国語の教科化への対応や考え議論する道徳の実践、さらにはGIGAスクール構想への対応など今日的課題に対して稲沢市の現職教育や研究指定校の研究内容と連動させることにより、教職員全体の力量向上を目指した研修・研究を進めていきたいと考えております。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

○委員

先ほどの17ページに創意工夫に富んだ魅力ある教育の充実に努めるということにも繋がってくるのではと思いますけれども、今御説明あったとおり新たな事業が始まっていくとか色んなことがあるかと思えます。例年同様こうして29項目にわたり、多岐にわたっての研修項目がありますが、例年働き方改革ですとか多忙化解消という観点から若い先生方を始め、スキルアップ、人材を育むというでは大変重要なことだと思いますが、何か例年やっていて問題になっていることや問題を解決するためにこうしますということがあれば教えていただきたいです。

◎教育長

新たな企画ではなくても、内容や方向性など、新しい課題を見据えた取組などありましたらお願いします。

●学校教育課主幹兼指導主事

新しい課題として、評価があります。そこで、学習指導・評価検討委員会におきまして、授業改善・評価の在り方について研究を進め、全教職員に還元を図っています。

また、研修全体について、愛知県が示す教員育成指標に基づいて、計画的に

行っています。それぞれの委員会で振り返りをし、新学習指導要領完全実施に向け内容を精査し、次年度に向けて計画をしています。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。

○委員

先ほど説明の中にG I G Aスクール構想がありましたが、それについてはどの研修事業名で行っていくのでしょうか。教えていただきたいです。

●学校教育課主幹兼指導主事

情報教育推進委員会を中心に考えています。本年度は、プログラミング教育について、年間計画やカリキュラムを作成したり、具体的なモデル授業案を作成し、模範授業を行ったりしました。この委員会を中心にG I G Aスクール構想についても取り組んでいきたいと考えています。

●学校教育課長

補足ですが、G I G Aスクール構想は令和5年度までに1人1台のタブレット整備という大きな目標があります。それを推進していく上で、やはり教職員への研修も当然必要でありますので、そういう内容についても順次現場に合うように情報教育推進委員会を中心に必要なこと、研修内容を定めていきたいと思えます。

○委員

先ほど委員さんからもお話がありましたとおり、やはり先生方一人一人がやっついていかないといけないということで、大変な思いをして毎日やっついていかれると思えます。これだけ29項目の研修事業があるということで、特定の先生に過度な負担がかかる、例えばやる気はある教師が背負いすぎて倒れてしまうということがないように、多くの先生方に研修の機会を与えるということ、多くの先生方が研修に参加し、それぞれが力量向上のために研修を深めていただくということが大切だと思っております。そういった確認や他にも色んなことがありますので、色んな方に研修の場を与えていくことが働き方改革、多忙化解消そういったことに繋がっていくのではないかと考えておりますので、ぜひ考慮していただきたいと思えます。

◎教育長

貴重な御意見ありがとうございます。教育の質を落とさないようにという中で先生方の働き方、一番は先生方の健康がなければ良い教育はできないと思っておりますので、また色んな研修会を通して、働き方も含めて新しい課題もありますが、どういうふうにしていったらいいかと検証あるいは研究していただ

けるとありがたいと思います。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第8号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第8号は承認されました。

続きまして、5. 報告事項に移ります。稲沢市教育委員会後援名義使用承認について庶務課からお願いします。

●庶務課長

2ページから5ページに掲載させていただきましたとおり、16件の後援名義使用承認申請が出まして承認させていただきました。

●生涯学習課長

資料の6ページをお願いします。

令和3年度の稲沢市民会館休館日について報告します。基本は、年末年始の休館日以外に、施設の保守点検のための休館日として、毎月第4月曜日と奇数月の第2月曜日を当てさせていただいています。

なお、7月及び1月の連続する休館日は、消防設備の法定点検を実施するためのもので、また2月13日は、はだか祭りの日を休館日とするものです。

◎教育長

続きまして、6. その他、何かありますか。

●学校教育課長

今年度の卒業式につきましては、中学校が3月3日火曜日に、小学校が3月19日木曜日に举行される予定です。つきましては、関係小中学校長より、各委員さんに案内がなされたところかと存じます。御出席につきましては、よろしくお願いいたします。

前回の報告から増え、本日までのところで9校、19学級、4学年で、インフルエンザによる学級閉鎖・学年閉鎖を行いました。

今後も、インフルエンザの流行が懸念されますので、市内の各学校では、学校医の指導・助言の下、「手洗い」「うがい」の励行、「換気」及び「マスクの着用」に心がけ、予防と感染拡大防止に努めているところであります。

●生涯学習課長

2022年度以降の成人式について、報告させていただきます。

民法改正に伴い成人年齢が18歳に引き下げられる2022年度以降の成人式につきましては、9月に開催した定例教育委員会で、名称を変更して20歳を対象

に実施することで御承認をいただいたところですが、本市として正式に決定しましたので、この場をお借りして報告させていただきますとともに、4月の広報等で周知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

●美術館長

荻須作品の寄付・寄託について、口頭で説明申し上げます。

美術館では今年度、フィンランド在住の方から、リトグラフ《ルーアン》1点の寄付を受けました。寄付作品については、来年度に修復や額装など保存のための処置を行った後、常設展で活用する予定です。

また、個人2名の方から油彩画それぞれ1点、計2点の寄託を受けました。寄託作品は、3月10日以降、常設展に展示する予定です。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。

◎教育長

では委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。

○委員

市町村教育委員会研究協議会の研修に参加させていただきました。いくつかの項目について研修して参りました。その中に今お話にもありましたようにコミュニティスクールについての内容もございました。稲沢市では先ほどのお話で令和3年より設置ということでしたが、新しく始まる制度であり学校内だけではなく、地域の方々のご協力を求める活動となると思うのですが、今現在どのような形で地域の皆様、保護者の皆様に情報発信していく予定であるのかということ、また私自身とても勉強になりましたし、私たちも勉強しなければいけない項目と感じましたし、研修などがあれば教えていただきたいと思います。

●学校教育課長

令和3年度実施ということで、来年度準備が全ての学校で始まります。例えばPTA総会であったり、PTA役員会、民生児童委員会など様々な場面で校長から学校が抱える課題や地域への協力依頼を進めていくという予定でいます。

○委員

市町村教育委員会連合会に参加させていただきました。そこで話題になったのが、働き方改革に向けて市町でどのような取組を行っているかということ、ほとんどの市町が行事の精選、特に小学校の部活動の廃止、今名古屋市がやろうとしていることを他の市町もその方向に持って行くという市町が多かったです。学校行事の見直しと精選、これをやっていかないと中々現状の問題は解決

しないのではないかという意見が多かったです。

もう一つはGIGAスクール構想について、これは私からも意見を述べましたが、やはり手段であって目的ではないということ、タブレットを使って何ができるかということについては、しっかりと現場の先生方が吟味して進めていかないと、もらったからやらないといけないという発想ではいけないということでは、いけませんので豊橋の教育長さんも賛同していましたが、どの教科でどんなことができるのかということをやはり検討していく必要があるのではないかということが話題になりました。

○委員

私の地区で耳にしたのですが、中国の武漢地区の子供が地域にいたということで、稲沢市内の小中学校に通っている子供さんで中国の出身者とかアジア圏の出身者の子供は何人くらいいるのでしょうか。またどの地域にどのくらいお見えになるのかわかりますでしょうか。

●学校教育課統括主幹兼指導主事

アジア圏で何人という詳細の数字までは把握しておりませんが、中国からのというお話に関連して、新型コロナウイルスに関する稲沢市内の小中学校の状況を簡単にお話させていただきたいと思います。まず国・県から出ました通知文を滞りなく、各小中学校に伝えさせていただいております。また校長会議、教頭会議、校務主任会議、教務主任会議で教育長より先ほどの手洗い・うがいの励行について、また学校教育課長より通知文の徹底について話をさせていただいております。小学校で3校、中学校で1校、中国から戻ってきた児童生徒が通っている状況があります。つきましては、会社が休みである、日本人学校が休みであるということで当初は短期の体験入学を予定しておりましたが、もう少し長くなる予測がされています。受け入れにつきましては、帰国してから2週間は自宅待機をして、発症していないということを確認した後、保護者と本人の意向を持って、体験入学を受け入れております。また今後ある中学校においては、もう1人新たにそういった子が入ってくる予定で、今現在自宅待機中ということで、4人が実際に通っている、さらに1人増えそうであるということです。今後につきましては、さらにいろんな対応が求められると思いますので、必要に応じて学校が混乱しないように、何よりも当初教育長の話にもありましたとおり、子どもの命や安心・安全が第一でありますので慎重かつ丁寧に対応していきたいと思っております。

○委員

今おっしゃられたとおり、対応・対処は当然のことながら必要だと思います

が、ニュースで患者さんの対応にあたった日本人の看護師の子供には、学校にくるなどかそういったことが出てきているそうでありまして、何を危惧するかというところとやっぱりそういったマスコミが色んなことを騒ぎ立てることにより、子供たちの間で誹謗中傷であったり、いじめに繋がったり騒ぎになるようなことが一番私としては個人的に気にしているところでありまして、インフルエンザと大して変わらないということもおっしゃって見えまして、病気というよりも言葉自体が1人歩きして、それがいじめに繋がって子供たちの心を傷つけるようなことにならないように、お願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●学校教育課統括主幹兼指導主事

貴重な御意見ありがとうございます。2月13日に初めて登校した生徒がおりますので、今朝方4校の学校には全て連絡をさせていただいております。その後学校の様子はどうですかと、いじめにあっているケースや保護者、本人が耳にしたときにつらいような発言や言動等ございませんかという確認をいたしましたところ、4校につきまして現段階においてそのようなことは確認されていないということを聞いております。

◎教育長

委員の御指摘のとおり、本当に良く分かりますので、常日頃からそういう誹謗中傷ではありませんが、それに関わることがないようにということで色んな会議の場でもお話させていただいております。十分留意しながら指導にあたっていくということでよろしく申し上げます。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。ではないようですので、続きまして次回開催予定日時について、教育部長申し上げます。

◎教育長

次回開催予定日時でございました。委員の皆さんよろしく申し上げます。

◎教育長

これをもちまして、第2回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和2年3月11日（水）午後1時30分 稲沢市役所 議員総会室

－ 閉 会 －

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記